

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）**3233号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp>

飯豊連峰と野沢の街並み（提供 石川宣彦氏）（福島県西会津町）

Traditional countryside in Japan.
NISHIKAWA.

もくじ

- 随 想
- 情 報
- フォーラム
- 政 策

- 改正個人情報保護法の全面施行後における具体的な対応・留意事項
―安全管理措置や漏えい等報告等―……………個人情報保護委員会事務局…(2)
- 東海村が仕掛けるデジタルデバイス対策
―「とうかい」まるっと「スマホ大作戦」の展開―…茨城県東海村……………(6)
- 町村ご当地キャラじまん……………広島県府中町長 佐藤 信治……………(10)
- 挑戦……………(11)

コラム

集落から構築する西会津のまちづくり

法政大学名誉教授 岡崎 昌之

南東北の山村を拠点に、地域の戦略的な再生に取り組む青年に出会った。福島県西会津町の矢部佳宏さん（44）だ。西会津町は新潟と会津を結ぶ越後街道のちようど中間で、中心の野沢地区は街道の宿場町として栄えた。幕末には東北の松村塾とも言われた「研幾堂」という私塾が開設され、医者や教育者を輩出したところでもある。

矢部さんはこの野沢地区からさらに北の山中へ車で30分の檜山集落に住む。矢部家は360年続く旧家、矢部さんで19代目。集落のある奥川地区は昭和29年の市町村合併で西会津町となったが、合併時の人口4千人が今では520人、50歳以下は30人しかない。しかし小さい頃、祖母は縁側で彼を膝に座らせながら「檜山はいいとこだ、豊かなところだ、土地や家屋は絶対売ってはいけない」と言い聞かせたという。

年を取ったら帰ろうと思いつながら、西会津町を離れ著名なランドスケープアーキテクト上山良子氏のもとで学び、海外での経験も積んだ。契機は東日本大震災だった。これ以上先延ばしにしていると村はなくなってしまうと、西会津町に帰り、2013年から旧中学校の木造校舎を活用した西会津国際芸術村の

運営に関わる。これまでに400人を超える国内外のアーティストを受入れてきた。彼らと町内で活動するにつれ、古い価値ある建物が町内に埋もれていることに気づく。何とか活用できないかと、所有者と町の若者、移住者を繋ぎ、まずは旧越後街道に面する築100年の古民家を改修しレストランへ、近くの旧旅館を改装しギャラリーへとこぎ着けた。自らも自宅の蔵や古い小屋を改装し、古民家ホテルの経営に乗り出した。空き家を活かしたゲストハウスや工房、町もフーキングスペースやお試し住宅の運営を始め、町に眠っていた古い空き家が、今では15ものユニークな施設となって生き返っている。

こうした経緯から、ヤマの集落を拠点としながら、ムラへ繋ぎ、多様なマチの拠点を展開する戦略的なまちづくりが見えてくる。しかし矢部さんは、山村の集落がすべて美しく麗しいとは感じていないようだ。話し合いの場では、今でも何代か前の因縁やしごらみがでるといふ。だがそれも山村集落のしごらみや強さで、こうした「里山の知恵と暮らしのアップデートこそが、都市も含めた新しい生活の価値へ繋がる」と矢部さんと考えている。

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、図書カード（3千円）を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

改正個人情報保護法の全面施行後に

おける具体的な対応・留意事項

―安全管理措置や漏えい等報告等―

個人情報保護委員会事務局

1. はじめに

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する一般法として、必要最小限の規律を定めているほか、個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）による監視・監督権限についても定めている法律です。

このたび、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、当該改正後の個人情報の保護に関する法律を「改正個人情報法」という。）

が令和5年4月1日より全面施行されることを受けて、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）にも改正個人情報法の規定が適用されることとなります。

本稿では、改正個人情報法の全面施行に伴い、地方公共団体等において対応が必要となる安全管理措置の実施や保有個人情報の漏えい等の報告に関する留意事項及び来年度以降の当委員会による監視・監督の方向性についてご紹介します。

2. 改正個人情報法の全面施行により対応が必要となる事項

安全管理措置

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）

は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（安全管理措置）を講じる必要があります（改正個人情報法第66条第1項）。

具体的には次の(1)～(5)のようなものが挙げられます。

(1)組織的安全管理措置

組織体制の整備、個人情報の取扱いに係る規律に従った運用、個人情報の取扱い状況を確認する手段の整備、漏えい等の事案に対応する体制の整備、個人情報の取扱い状況の把握及び安全管理措置の見直し

(2)人的安全管理措置

(3)物理的安全管理措置

個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏

えい等の防止、個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

(4)技術的安全管理措置

アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(5)外的環境の把握

保有個人情報を取り扱われる外国の特定、外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれます。

安全管理措置の内容については「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「行政機関等編ガイドライン」という。）5-3、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）4-3、4-8も参照してください。

行政機関等編ガイドライン、事務対応ガイドは当委員会のホームページに掲載しております。（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>）

政 策

漏えい等報告

行政機関等が保有する個人情報
が漏えいするなどした場合、これを放
置すれば、個人の権利利益が侵害さ
れるおそれがあり、当該機関等に対
する国民の信頼も失われることとな
りかねません。

そこで、次の(1)～(5)に該当する事
態が生じたときは、当委員会に報告
する必要があります（改正個人情報第
68条第1項、個人情報の保護に関す
る法律施行規則（平成28年個人情報
保護委員会規則第3号。以下「個情
法施行規則」という。）第43条）。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有
個人情報の権利利益を保護するた
めに必要な措置を講じたものを
除く。以下(2)～(5)において同じ。
の漏えい等が発生し、又は発生
したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財
産的被害が生じるおそれがある保
有個人情報の漏えい等が発生し、
又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたお
それがある保有個人情報の漏えい
等が発生し、又は発生したおそれ
がある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が

確 報

報告対象事態を知った日
から30日以内に確報を
提出しなければならない。

- ※ 報告対象事態の「(3) 不正の
目的をもって行われたおそれ
がある保有個人情報の漏えい等
が発生し、又は発生したおそれ
がある事態」に該当する場合は
60日以内。
- ※ 速報の時点で全ての事項を
報告できる場合には、
速報と確報を兼ねて
提出することも可能。

速 報

報告対象事態を知った後、速やか（概ね3～5日以内）に
当該事態に関する次に掲げる事項※を報告しなければならない。

- ① 概要
- ② 保有個人情報の項目
- ③ 保有個人情報に係る本人の数
- ④ 原因
- ⑤ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- ⑥ 本人への対応の実施状況
- ⑦ 公表の実施状況
- ⑧ 再発防止のための措置
- ⑨ その他参考となる事項

- ※ 個情法施行規則第44条第1項
各号に掲げる事項
- ※ 左記の事項の詳細については、
事務対応ガイドを参照

▲図1 漏えい等報告の項目、期限について

地方独立行政法人に適用される条
例において条例要配慮個人情報に
ついて定められているときに限
る。）

また、報告する項目、報告の期限
については図1を参照してください
（個情法施行規則第44条）。

なお、報告は、当委員会のホー
ムページ上に掲載する報告フォー
ムから行ってください。

漏えい等報告については、行政機
関等編ガイドライン5-4、事務対
応ガイド4-4-1も参照してくだ
さい。

本人への通知

報告対象の事態が生じた場合に
は、本人に対し、本人の権利利益を
保護するために必要な範囲におい
て、図2の「内容」に記載の事項を
通知する必要があります（改正個情
法第68条第2項、個情法施行規則第
45条）。また、通知の方法等につい
ても図2をご参照ください。

本人への通知については、行政機
関等編ガイドライン5-4-2、事
務対応ガイド4-4-2も参照して
ください。

方 法

本人にとって分かりやすい形
で通知を行うことが望ましい。

- 文書を郵送等で
送付
- 電子メールを
送信
- ※ 本人への通知が困難である場合は
本人の権利利益を保護するために
必要な代替措置を講ずることも可能。
- 事例の公表
- 問合せ窓口の
設置

内 容

- 概要
- 保有個人情報の項目
- 原因
- 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- その他参考となる事項

時間的制限

報告対象事態の状況に応じて
速やかに本人への通知を
行わなければならない。

- ※ 具体的に通知を行う時点とは、
個別の事案においてその時点で
把握している事実の内容や、
本人への通知を行うことで生じる
弊害等を考慮して判断する。

▲図2 本人への通知について

3. 来年度以降の監視・監督
の方向性

当委員会では、従前より行政手続
における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律（平成
25年法律第27号。以下「番号法」と
いう。）第35条第1項に基づく立入
検査において、「特定個人情報の適

政 策

正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の順守状況等の確認を行ってきた。

改正個人情報法の全面施行を受けて、来年度以降、保有個人情報取扱いに関する事務の実施状況についても実地調査を行っていく予定です。

番号法に基づく立入検査及び個人情報保護に関するアンケート調査の結果の概況

2017年度から2022年度第1四半期までに番号法に基づく立入検査を実施した170団体において、さまざまな不備事項が見られました。具体的には、漏えい等事案の直接的な原因となり得る「委託及び再委託」や「電子媒体の管理及び使用」等の事項や、基本的な「規程の整備状況」「漏えい時等の対応体制」といった事項のほか、「研修」「監査」「ログの分析等」などの事項において、多数の団体において不備が見られました。

また、当委員会が地方公共団体に対して行った個人情報保護に関するアンケート方式の悉皆調査における結果からは、個人情報に関する安全管理措置の整備ができていない地方公共団体が見受けられ、その中で

も安全管理措置や外部委託に関する基本的な規程整備や、保有個人情報の取扱い状況の把握・整理ができていない町村が多く見受けられました（図3）。

今後の方向性

前述の立入検査・調査結果を踏まえ、今後の監視・監督の方向性として、以下のようになっています。これらの大半は、番号法に基づく立入検査、改正個人情報法に基づく実地調査に共通するものですが、以下では、便宜的にまとめて「立入検査」として説明します。

①立入検査先の選定

立入検査先の選定については、過去の漏えい等の発生状況や定期的に報告される資料の内容を踏まえて、リスクの高低や地域バランスを考慮しつつ実地訪問の効率性等も加味してエリア選定を行い、エリアごとに検査を行います。

②検査要員・検査体制の拡充

検査先数の引き上げのた

（整備・措置済との回答率）

	【個人情報に関する安全管理措置の整備状況】	都道府県	政令市	中核市	特例市	一般市	特別区	町	村	一組等
規程	安全管理措置に関する統一規程を整備している	81%	89%	91%	90%	98%	91%	76%	61%	29%
組織的 安全管理措置	統括責任者の指定	40%	57%	43%	65%	54%	57%	62%	69%	46%
	部署ごとの責任者の指定	64%	57%	79%	87%	71%	100%	64%	70%	44%
	情報セキュリティの責任者や管理者、担当者を任命	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-
	CISO（最高情報セキュリティ責任者）の任命状況	96%	100%	100%	96%	97%	100%	90%	84%	-
	CIO（情報統括責任者）の任命状況	76%	95%	79%	65%	84%	96%	87%	80%	-
	監査・点検の実施（R1総務省個情調査）	60%	57%	54%	83%	39%	83%	35%	44%	23%
	内部の監査部署による監査	45%	33%	48%	48%	36%	43%	29%	31%	8%
	外部機関による監査	13%	10%	10%	13%	5%	39%	6%	13%	3%
	職員自身による自己点検	51%	33%	53%	52%	33%	70%	37%	49%	22%
	情報セキュリティについて内部監査を実施	91%	95%	89%	70%	52%	65%	44%	49%	-
人的 安全管理措置	情報セキュリティについて外部監査を実施	45%	57%	30%	22%	16%	57%	8%	10%	-
	情報セキュリティポリシー等の自己点検を実施	81%	95%	80%	83%	54%	70%	47%	46%	-
	教育・研修の実施（R1総務省個情調査）	100%	57%	97%	100%	93%	100%	80%	76%	45%
	職員に対する研修	96%	100%	93%	96%	84%	100%	70%	68%	27%
	漏えい等事案発生時に全職員に対して注意喚起を実施	70%	76%	82%	70%	80%	83%	75%	71%	50%
	日常業務における個人情報の取扱いに関する指導、注意	91%	90%	93%	87%	89%	100%	88%	87%	71%
物理的 安全管理措置	標的型メール訓練の実施	60%	67%	57%	39%	36%	35%	27%	23%	11%
	退職者に対する守秘義務等の周知	53%	67%	72%	70%	64%	83%	64%	73%	51%
	個人情報を取り扱う部屋や区域の入退室管理	57%	76%	80%	74%	71%	91%	71%	75%	32%
	外部媒体の使用に関する規程の策定	89%	90%	93%	96%	83%	96%	68%	59%	29%
	パソコン等のセキュリティワイヤーによる固定	62%	95%	83%	78%	66%	100%	55%	57%	25%
	パソコン等の持出しの原則禁止	96%	95%	97%	100%	98%	100%	97%	96%	79%
	媒体（紙、USB、パソコン等）の施錠保管	79%	95%	90%	96%	86%	100%	76%	76%	63%
技術的 安全管理措置	書類のシュレッダーや溶解による処分	96%	100%	97%	100%	98%	100%	97%	98%	87%
	電子媒体の復元不可能な方法による廃棄	96%	100%	98%	100%	97%	100%	94%	93%	73%
	個人情報を取り扱わない職員の個人情報へのアクセス制限	74%	95%	100%	100%	97%	96%	96%	93%	55%
	パスワードの適正な取扱い	87%	95%	93%	96%	84%	100%	75%	75%	48%
	メールでの外部送信時のパスワード設定	83%	95%	90%	87%	78%	100%	58%	59%	38%
	インターネットからの切離し	62%	86%	97%	96%	98%	100%	96%	94%	44%
	ファイヤーウォールの設定	96%	95%	98%	100%	98%	100%	96%	96%	70%
	ソフトウェアを常に最新の状態に保つ	94%	90%	90%	87%	88%	91%	82%	81%	68%
	システムの設計書・構成図等の安全な保管	79%	95%	92%	91%	91%	100%	84%	79%	47%
	全体	75%	80%	80%	80%	73%	86%	68%	68%	44%

▲図3 個人情報保護に関するアンケート方式の悉皆調査結果

政 策

め、検査要員・検査体制についてさらなる拡充を図ります。

③検査の効率化

地方公共団体等の規模・所在に応じた現地検査官の編成パターンの組合せ及びデジタル技術の活用により、効率的に検査を行います。

②啓発・支援の拡充

直接的・双方向の機会となるオンラインセミナーを地方ブロック単位ですべての地方公共団体を対象として開催します。

③リスク管理レベルの底上げ

①ハイレベルのリスクコミュニケーション

立入検査を行った地方公共団体等のマネジメント層との間でハイレベルのリスクコミュニケーションの場を新設し、検査における指摘事項等を伝達することで、改善に向けた的確かつ迅速な取り組みをお願いしていきます。

②リスク評価・検証の精度向上

特定個人情報保護評価（事前のリスク評価）と当委員会による立入検査（リスク管理状況の検証）をこれまで以上に連動させて、リスク評価・検証の精度向上を図ります。

③個別項目ごとにメリハリを付けた立入検査の実施

立入検査の際、メリハリをつけて、

特に、研修、監査、委託及び再委託、ログの分析等の項目については、これまで以上に重点的に確認を行います。

④個別の検査項目に対応した委員会資料の活用促進

研修、監査など重点的に改善を図る必要がある項目を中心にさまざまな参考資料等の案内を行い、これらのさらなる活用の推進を図ります。

4. おわりに

以上にご紹介したとおり、改正個人情報法の全面施行により漏えい等報告など新たにご対応が必要となる事項がございますので、今一度、対応の体制等をご確認いただけますと幸いです。地方公共団体等の皆さまにおかれましては、今後とも、保有個人情報、特定個人情報報告の適正な取扱い及び当委員会による立入検査等へのご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。

お問い合わせ先

個人情報保護委員会事務局

監視・監督室

0364579680（代表）

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から**43%(保険料)割引**
 - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに**5%割引**
 - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
 - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL
FAX

0120-731-087
03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

町村におけるデジタル活用

フォーラム

デジタル技術を使った地域活性化



▲スマホをまだ持っていない方を対象に開催したスマホ体験会の様子

ポイント

- ・「デジタル対応社会の実現」を図るため、スマホを所有する高齢者の増加とそのスキルの向上が不可欠。販売店舗と連携したスマホ講座を開催するなど、デジタルデバйд対策に取り組む。
- ・「スマホサポーター養成講座」を住民や役場職員向けに開催。受講者はスマホ講座や相談会などの場で活躍している。
- ・基礎自治体である市区町村は、高齢者に寄り添い、地に足を着けた地道な取組こそが最も重要。

東海村の基礎データ
※令和4年12月現在（住民基本台帳）
人口 38,413人
うち高齢者9,619人
（前期高齢者4,112人、後期高齢者5,507人）
高齢化率 約25.04%

茨城県
とうかいむら
東海村



N41+

高齢者を取り残さない
「どうかいゝまる」とい
デジタル構想」に基づく
デジタルデバйд対策

2020年3月、東海村は「未来を担う人づくり」「魅力あるまちづくり」「安心して暮らしつづけること」ができるまちづくり」を柱とした東海村第6次総合計画を策定しました。そして、総合計画の実現に向けた基本的な姿勢の1つに、時代の変化に対応した「新しい役場への転換」を掲げ、職員の意識変革や組織変革に取り組み、行政力の底上げを図ることとしました。

私たちは、「新しい役場への転換」を「新しい役場への変革（トランスフォーメーション）」と捉え直し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を通してその具現化に取り組むべく、2020年11月、「とう

茨城県 東海村

かい「まるごと」デジタル化構想（通称『まるデジ構想』）【図1】を策定しました。

まるデジ構想は、行政手続きのデジタル化に取り組み「スマートサービスの推進」、ICTを活用した職員の働き方改革に取り組み「スマートワークの推進」、そして住民のデ

ジタル化構想（通称『まるデジ構想』）【図1】を策定しました。

まるデジ構想は、行政手続きのデジタル化に取り組み「スマートサービスの推進」、ICTを活用した職員の働き方改革に取り組み「スマートワークの推進」、そして住民のデ



図1 『とうかい“まるごと”デジタル化構想』の概要（2020年11月）

ジタル対応支援に取り組み「デジタル対応社会の実現」の3つの柱で構成されています。

特に、「デジタル対応社会の実現」は重要であると考えています。仮に「スマートサービス」の推進が図られたとしても、サービスを利用する高齢者をはじめとした住民の方々がデジタル化に対応できず、サービスを利用できない状況が生まれては意味がありません。2021年

まずはスマホを所有して もちろことから 「シニア世代スマホ デビュー応援事業」

の「実現」を図るためには、特に高齢者のデジタルデバイス対策に取り組む必要があります。スマホを所有する高齢者の増加とそのスキルの向上を図ることが喫緊の課題であると考えま

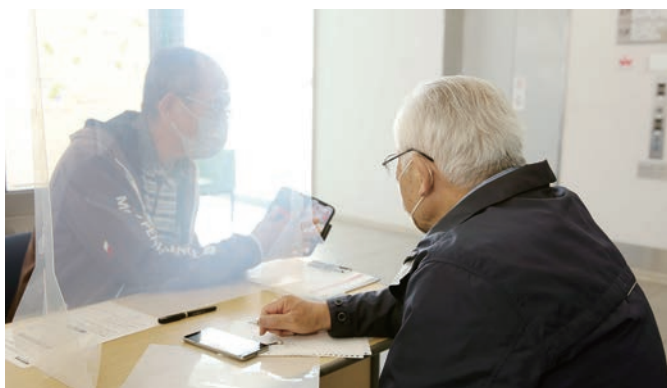
そこで、2021年10月から2022年2月まで取り組んだのは、スマホを持っていない高齢者を対象とした「シニア世代スマホデビュー応援事業」です。この事業は、3Gフィーチャーフォン（通称「ガラケー」）を使用している高齢者がスマホを購入した際、その購入費用を最大2万円まで助成する事業です。しかし、単にスマホの購入費用の一部を助成するだけではスキル向上までは期待できません。そこで、助成を受けるためには、スマホの購入店舗でスマホ講座を受講し、講座の最終日、自らのスマホから「いばらき電子申請・届出サービス」にアクセスし、オンラインで助成金の交付申請を行う必要があるという「仕掛け」を設け、オンライン申請を体験してもらうこととしました。このスマホ講座の実施に当たっては、助成金のオンライン申請については職員が作



▲5ヶ月間で合計21回のスマホ体験会を開催し、ガラケーからの転換を促した

成した申請手続きの説明資料を店舗に提供するなど、店舗との事前打合せを幾度も重ねました。また、高齢者を対象とした「スマホ体験会」を合計21回開催し、ガラケーからスマホへの機種変換を促しながら、事業の利用者の掘り起こしにも取り組みました。

なお、すでにスマホを所有している高齢者に対しては、総務省の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、民間事業者の協力を得て、地域の集会所などにおけるスマホ講座を開催し、スキル向上に取り組まれました。また、スマホの操作に関する「ちよっ



▲「スマホ相談窓口」や「スマホ相談会」は民間事業者や社会福祉協議会とも連携し、村内の各所で開催を重ねている

とうかい“まるっ”ど“スマホ大作戦”
 ～誰もがスマホを使いこなす社会を実現せよ！～

2016年
 Sustainable Development GOALS

そう だん まど くち

スマホの相談窓口

はじめました



スマホのお悩み、役場で相談できます

電話のかけ方やカメラの使い方、LINEの使い方など
 基本的な操作方法の相談・質問にお答えします

- 日付：令和5年1月12日・19日・26日（全て木曜日）
- 時間：午前10時から12時まで

混み合っている場合は一人あたり最大20分程度の相談とさせていただきます

- 場所：東海村役場1階 売店脇スペース

▼ 内容によってはその場でお答えできない場合があります。
 ▼ 混み合っている場合は、順番にご案内します。
 ▼ 機種変更や契約に係る手続きはできません。
 ▼ スマホのメーカーや契約しているキャリア（事業者）は問いません。

お問い合わせ

東海村協働戦略部地域戦略課デジタル戦略担当

☎ 029-282-1711（内線1331）

協力：au Style 東海

とした。相談に応じるため、村社会福祉協議会と連携し、「ぷらっとスマホ広場」と題したスマホ相談会も開催しました。毎回、スタッフで対応しきれないほど多くの住民が相談に訪れ、改めて高齢者に対するスマホ活用支援の必要性を実感しました。

**高齢者のスマホスキルの
ちやなる向上へ**

**「ういかい」まるごと
スマホ大作戦」の展開**

そして、今年度は、スマホ講座を拡充するとともに、スマホの操作に関する「ちょっとした」相談に定期的に応じる機会として「スマホ相談窓口」を役場庁舎に試験的に設置しました。村内の携帯ショップの協力を受け、9月から12月までの毎週木曜日、午前10時から2時間程度の開設ではありましたが、毎回行列ができるほどの盛況ぶりであり、スマホの基本操作はもとより、LINEの使い方なども含め、100件以上の相談を受けました。現在は、地域戦略課の職員、庁内の若手職員、村内の携帯ショップの従業員及び地域のボランティアの3名から5名程度の体制で取り組んでおり、今後、村内の公共施設への展開も検討しているところです。

また、住民同士でスマホを学び合う、いわば「共助」の輪を広げるた

め、携帯シヨップや村社会福祉協議会とも連携しながら「スマホサポーター養成講座」の開催に取り組んでいます。これまでに15名程度の住民が受講し、受講後、前述の「スマホ相談窓口」にボランティアとしてご協力いただいた方もいました。スマホサポーター養成講座を受講した方が、地域において主体的に共助の輪を広げていただくことを期待し、引き続き取り組んでいく予定です。なお、「スマホサポーター養成講座」は職員向けにも開催しており、おおむね入庁10年未満の職員が講座を受講し、「スマホ相談窓口」において住民からの相談に対応しました。

一方で、まだまだ「スマホを利用することのメリットを感じない」という方も多くいるのも事実です。村



▲スマホサポーター養成講座を受講した村職員は「スマホの相談窓口」で活躍中

茨城県 東海村

では、スマホを利用するメリットをより多くの方に実感していただくため、東海村YouTube公式チャンネルでの動画配信のほか、東海村公式LINEでのリアルタイムのプッシュ通知などによる情報発信の強化、オンラインで完結できる行政手続きの整備も同時に進めていると

村では高齢者のデジタルデバイス対策に積極的に取り組んでいます。が、現時点においては、その効果は

共創・協創で取り組む
デジタルデバイス対策

【図2】として展開しています。



図2 「とうかいまるっと」スマホ大作戦の概要（2022年7月）

ころです。

村では、「まるっと」に「デジタル構想」に掲げるデジタル社会実現の方策を、「スマホを所有する高齢者を増やす」「取組」「スマホの学びの場を創出する」「取組」「スマホの学び合いの仕組みをつくる」「取組、そして「デジタル化のメリットが実感できる取組」を柱とした、高齢者に寄り添ったデジタルデバイス対策パッケージ」とつな

い「まるっと」スマホ大作戦」を柱とした、高齢者に寄り添ったデジタルデバイス対策パッケージ」とつな



▲コミュニティセンターで実施した「スマホ教室」の様子



▲自治体DXを推進する地域戦略課。フリーアドレスの導入にも挑戦し、職員同士のコミュニケーションが活性化するなどの効果が表れ始めている

茨城県東海村 総合戦略部
地域戦略課デジタル戦略担当

も良いのですが、デジタル対応社会の実現のためには、基礎自治体である市区町村は、高齢者に寄り添った、地に足を着けた地道な取組こそが最も重要だと私たちは考えています。

村では、高齢者をはじめとした多くの住民がスマホ等のデジタル機器を使いこなさず、デジタル社会のメリットを実感できる社会を目指し、「とうかいまるっと」スマホ大作戦」を着実に進めていきます。

町村

ご当地キャラじまん

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

Vol.116

西ブロック

11月1日生まれ。木頭柚子収穫の熱気と香気が融合して誕生した妖精。居るだけで幸せを感じさせる風を吹かせることができる。趣味は縁結び。木頭柚子餅をたづなり使った「かきませ」と「はんころし」が大好物。



那賀町マスコットキャラクター

ゆずばあちゃん

徳島県那賀町

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、

体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。

今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

那賀町は、徳島県の南部を流れる那賀川沿いにある5つの町村が合併して誕生した町。木頭柚子発祥の地である那賀町のマスコットキャラクターであり、宣伝大使の「ゆずばあちゃん」は、妖精なので神出鬼没ですが、那賀町と木頭柚子のPRイベントや交通安全、振り込め詐欺防止キャンペーン等のお手伝いをしています。現在休校している桜谷小学校の子どもたちが「なかのゆずばあちゃん」という歌と踊りをつくるなど、老若男女から愛されている「ゆずばあちゃん」。言葉を発しないので、いつも心の中で「いけるいける」と優しく励ましてくれていきます。これからも、木頭柚子を使った料理を広めたり、町の観光PRに携わったりと、元気に明るく、那賀町のために活動を続けます。

直島町観光キャラクター

すなおくん

香川県直島町

直島町内のバス会社の撤退を受けて、平成14年(2002年)7月から直島町営バスの運行が始まりました。町民の足となる町営バスのイメージキャラクターとして誕生した「すなおくん」は、町の観光PRキャラクターとしても活躍しています。直島町は、複数の美術館が建設されるとともに屋外に作品が設置される等、現代アートの聖地として、国内だけでなく、世界中から注目を集めています。そんな活気ある島々のイメージにも合う「すなおくん」は、町内の行事はもちろん、国内外のアーティストが参加する「瀬戸内国際芸術祭」でも、おもてなし役として、元気に動き回っています。町営バスの車体に描かれ、島内を巡回しているため、町民や観光客に親しまれている「すなおくん」。これからも、直島町の盛り上げ役として活動していきます。



2002年7月1日生まれ。いつもニコニコ笑顔で、とっても素直な男の子。フェリーの発着に合わせて、観光客をお迎えしたり、お見送りしたりするのが大好き。

2010年6月13日生まれ。非常に社交的で、人懐っこく、やんちゃ。兄弟の「はやぶさめ」とは性格が真逆。得意技は射止めること。力は強くないが、射止める力は抜群。手に弓矢を持っていないときは、遊びたいときらしい。



肝付町マスコットキャラクター

いて丸

鹿児島県肝付町

肝付町にある内之浦宇宙空間観測所から打ち上げられた「小惑星探査機・はやぶさ」が、平成22年(2010年)6月13日、無事地球に帰還したことを記念して、公募により誕生したキャラクター。肝付町の伝統行事「流鏑馬」とともに、「ロケットと流鏑馬のまち・肝付町」を広くPRするためにデザインされました。これまでにさまざまなグッズが販売され、LINEスタンプも発行されるほど、人気者の「いて丸」。肝付町の特産品のパッケージにも描かれるなど、肝付町の「顔」として活躍しています。これからも、兄弟の「はやぶさめ」と一緒に、町内にとどまらず、県内外のイベントにも積極的に参加し、「ロケットと流鏑馬のまち・肝付町」のPRをするために、がんばっていきます。

随 想

我がまち府中町は、周囲を広島市に囲まれ、安芸郡の飛び地という全国的に見ても珍しい形態をしています。10・41㎢と広島県内で最も面積の小さな自治体ですが、令和2年国勢調査では、51、155人と日本一人口の多い「町」です。

府中の名が示すように、かつて、安芸の国府が置かれていたと言われ、歴史のあるまちである一方、大



ふちゅう さとう のぶ はる
広島県府中町長 佐藤 信治

手自動車メーカーの本社があり、自動車関連の企業も多く、広島県における自動車産業中心地の1つとなっています。

また、町内には大型商業施設等利便性の高い施設もあり、広島都市圏の拠点である広島市の中心部やその他の各方面への交通アクセス環境にも優れた、商・工・住のバランスがとれた暮らしやすいまちです。

さて、新型コロナウイルス感染症による社会経済環境の変化や人口減少・少子高齢化の進行、頻発する自然災害への防災・減災、自治体DXの推進等、地方自治は現在大きな岐路に立たされており、府中町における行政課題も山積しています。

それでは、そのような課題を少しでも解決するため、少しでも改善へ導くためにはどうしたらよいでしょうか。

私は、困難な課題に取り組んでいく「挑戦する気持ち」が大切だと考えています。

かく言う私の好きな言葉は「挑戦」です。

私は、平成28年に府中町長に初当選して以来、現在2期目になります。町長に立候補する前は、民生部長、総務部長、副町長等を歴任してまいりました。府中町に入庁してから私は一貫して、「挑戦する気持ち」を持ち続け、関わる事案に挑戦し続けてきたつもりです。

私の言う「挑戦」とは、課題に積極果敢に取り組むことです。挑戦をすることで、人は精神的に大きな成長を遂げ、自分では想像もできない未開発の素質を開花させることができます。

私は職員に対しても「挑戦」を求めています。

私だけが、挑戦する気持ちを抱き、孤軍奮闘しても、組織・職員が呼応してくれないければ何も実現しません。

したがって、職員一人ひとりが自己の成長を遂げるためにも、また、課題解決に一步でも近付くためにも、「挑戦」し続けてほしいと考えていますし、機会があれば、直接職員にそう話しています。

挑戦をするということは、失敗することもあるでしょう。しかし、何

度失敗しても、最終的に解決に辿りつくことができれば、失敗は無駄ではなく、成功への過程です。かの有名なトーマス・エジソンの「失敗の考え方」は有名です。あきらめずに挑戦を続けることが、成功するためには必要だということを説いています。そして、その挑戦の過程は、挑戦者に大きな成長をもたらしてくれます。

現在では、挑戦する気持ちが大部分役場に浸透し始めたような気がしています。

私はそんな職員の存在を頼もしく思っています。

私の目指す3つの宣言である「広島都市圏で一番の子育てしやすいまち」「志を育む教育のまち」「バランスのとれた行政施策の展開」を、引き続き施策化・事業化しながら、誰もが「住んでよかった」「住んでみたい」「これから住み続けたい」と実感できる府中町のまちづくりに、果敢に「挑戦」することで、職員とともに取り組んでいきたいと思っています。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

広さと設備が多彩な大ホールと、
3つの会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに
幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



レストラン「ペルラン」

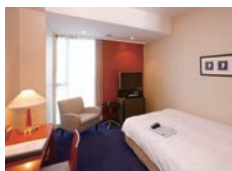


和食処「さいかち」

客室のご案内

SINGLE
ROOM

シングル
119室



DOUBLE
ROOM

ダブル
12室



TWIN
ROOM

ツイン
18室



和室もございますのでお問い合わせください。

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

ご予約・お問い合わせ



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

FAX.03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ホームページアドレス <https://www.zck.or.jp/kaikan>

●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

